

定住される若い世代の奨学金返還を支援します

小矢部市定住支援奨学金返還助成金のご案内

助成金額

奨学金返還月額額の2分の1（月額上限1万円）

助成対象期間

最長36か月

対象となる奨学金

※教育ローンは対象外

独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体等が貸与する奨学金

助成対象者として決定を受けた翌月分からの返還金が、助成対象となります。
お早めに申請してください。

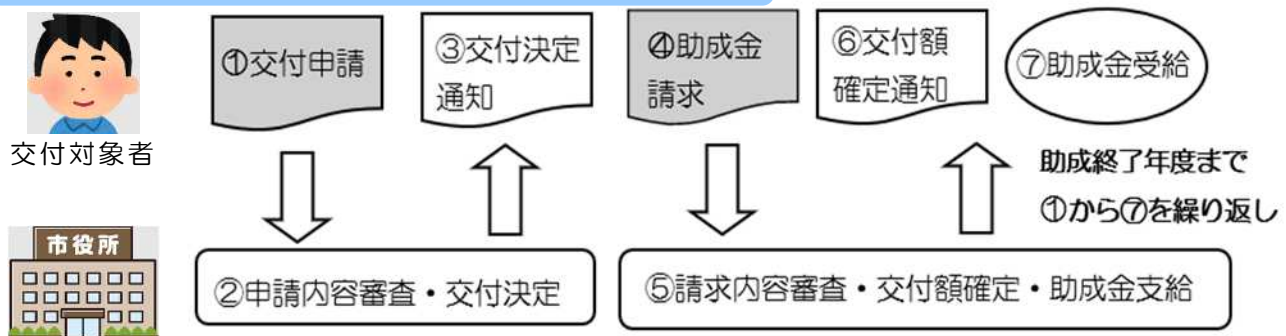


助成対象者

次の全ての要件に該当する方が、対象となります。

- ①大学、専修学校等の在学中に奨学金等の貸与を受けた方で、令和8年4月1日以降に奨学金等の返還を開始した方
- ②本市の住民基本台帳に登録があり、かつ、その住所地を生活の本拠としている方で、助成金の初年度の申請日から5年を超える期間は、継続して居住する意思がある方
- ③令和8年4月1日時点において、30歳未満の方で、かつ、大学等卒業後3年以内の方
- ④富山県若しくは石川県内に勤務している被雇用者（正規に雇用されている者又は雇用保険法の規定に基づく被保険者で、雇用期間が6か月以上見込まれる方。国及び地方公共団体の正規職員の方を除く。）又は 富山県若しくは石川県内において個人で事業を営む方
- ⑤奨学金の返還に係る他の補助金等を受けていない方
- ⑥奨学金の返還を滞納していない方
- ⑦世帯全員が市税等を滞納していない方

交付申請から助成金受給までの流れ



《お問い合わせ》

小矢部市役所 1階 定住支援課(平日 8:30~17:15)

電話 0766-67-1760(内線 732) Mail: teiju@city.oyabe.lg.jp

◆「交付申請の手引」や申請書は、市ホームページからダウンロードできます。

市ホームページからオンライン申請もできます。



市ホームページ